2．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：円）

区　　分	貸借対照表計上額（＊）A	時価（＊）B	差額B－A
⑴現金及び預金	586,274,649	586,274,649	0
⑵未収金	86,538,864	86,538,864	0
⑶未払金	(331,255,415)	(331,255,415)	(0)
⑷リース債務	(104,859,804)	(103,897,930)	(△961,874)

（＊）負債に計上されているものについては、(　) で、示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法

⑴現金及び預金、⑵未収金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑶未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑷リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によって算定しております。

（注２）リース債務に係る貸借対照表計上額及び時価については、１年以内に返済予定のリース債務を含んでおります。

〔賃貸等不動産に関する注記〕

該当する賃貸不動産等はございません。

〔減損の兆候に関する注記〕

当事業年度における減損の兆候は、労働大学校（労働行政担当職員研修）に係る資産について、次のとおり認められております。

１．使用しないという決定を行った固定資産の用途、種類、場所の概要

用　　途	種　　類	場　　所
労働大学校	土地、建物等	埼玉県朝霞市

２．使用しなくなる日

労働大学校の国への移管及び土地建物の国庫納付の時期は、今後、厚生労働省と協議を進める中で決まっていくことになります。

３．使用しない理由

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月７日閣議決定）の「(別表）各独立行政法人について講ずべき措置」において、「労働大学校については、研修の質の維持向上を図りつつ、規模を縮減の上、国が実施する。その際、都道府県労働局で実施可能な研修については、都道府県労働局に移管する。」また、「労働行政担当職員研修（労働大学校）に係る土地建物については、労働大学校の国への移管に併せて国庫納付する。」(23年度以降実施）とされております。

４．使用しなくなる日における帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損額の見込額

労働大学校（当事業年度末帳簿価額：土地2,400,116,000円、建物等1,243,935,997円）については、事業及び土地建物の移管の時期が決定されたのちに国庫納付することとなっておりますので、回収可能サービス価額及び減損額を算出することはできません。

〔不要財産に係る国庫納付等に関する注記〕

１．不要財産として国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要

種　　類	帳簿価額	取　得　財　源
現金及び預金	3,470,000円	労働保険特別会計（雇用勘定）政府出資金
計	3,470,000円	

２．不要財産となった理由

職員借上宿舎の不動産賃貸借契約に基づく差入敷金のうち契約を解除したものの返還金であり、今後使用する見込みがないことから不要と判断したため。

３．国庫納付等の方法

金銭納付

４．国庫納付等の額

3,470,000円

５．国庫納付等が行われた年月日

平成24年12月10日

６．減資額

3,470,000円

〔資産除去債務に関する注記〕

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの。

１．資産除去債務の概要

当機構が保有する建物の一部にはアスベストが使用されており、アスベスト除去時に特別の処理が義務付けられております。当機構は、当該義務の履行に要する除去費用の将来キャッシュ・フローを合理的に見積もり、資産除去債務を計上しております。

２．資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を32年（建物耐用年限）と見積もり、割引率は2.266％（見積り時点における30年国債の利回り）を使用して、資産除去債務の金額を算定しております。

３．当事業年度における資産除去債務の総額の増減

期首残高	723,967円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—円
時の経過による資産除去債務の調整額	16,405円
資産除去債務の履行による減少額	—円
期末残高	740,372円

〔重要な債務負担行為〕

重要な債務負担行為はございません。

〔重要な後発事象〕

重要な後発事象はございません。

〔追加情報〕

（他法人との統合について）

「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年１月20日閣議決定）において、当機構は、労働安全衛生総合研究所と「統合し、成果目標達成法人とする。」とされておりましたが、「平成25年度予算編成の基本方針」(平成25年１月24日閣議決定）において、『「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年１月20日閣議決定）は、それ以前より決定していた事項を除いて当面凍結』とされております。